

当医院からのご案内

●当院は、厚生労働省東北厚生局に指定をうけた保険医療機関です。

●個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、治療目的以外には使用しません。

●当院では診療情報の文書提供に努めています。

村井産婦人科小児歯科医院

(電話番号 019-636-2233)

診療時間：月、火、木、金、土 9:00～17:30

(12:30～14:00 昼休み)

水・日（祝）は休診

管理者（院長）：村井雄司

歯科医師：村井雄司

一般社団法人 岩手県歯科医師会

当医院からのご案内

▼当医院は、以下の項目の施設基準等に適合している旨、厚生労働省東北厚生局に届出を行っています。

●歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師及びスタッフがおります。

●オンライン資格確認による医療情報の取得(医療情報取得加算)

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

●医療DX推進のための体制整備(医療DX推進体制整備加算)

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

●明細書発行体制(レセプト電子請求をする医療機関)(明細書発行体制等加算)

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出ください。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

装着したCAD/CAM冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

●CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠及びインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

●歯科外来診療医療安全対策加算1

当医院では、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器(AED)を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。緊急時には、下記の連携保険医療機関の指示に従い対応致します。

●歯科外来診療感染対策加算1

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。緊急時には、下記の病院や医院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

・連携先保険医療機関名

盛岡赤十字病院

・連携先電話番号

019-637-3111

医療安全に関する詳細

●偶発症に対する緊急時の対応、医療事故等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が配置されています。

●複数名の歯科医師又は歯科医師と歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されています。

●医療安全管理者が配置されています。

●患者さんに安心安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具等を有しています。

自動体外式除細動器（AED）、経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素供給装置、血圧計、救急蘇生セット

●診療における偶発症等緊急時に対応ができるように、「

」

と事前の連携体制が確保されています。

●次のいずれかを満たしています。

・歯科ヒヤリハット事例収集等事業に登録し、継続的に医療安全対策に関する情報収集を行なっています。

・発生した医療事故、インシデント等を報告、分析しその改善を実施する体制を整備しています。

令和7年5月1日

村井産婦人科小児歯科医院

村井 雄司

感染対策に関する詳細

- 複数名の歯科医師が配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けたものが1名以上配置されています。
- 院内感染管理者が配置されています。
- 歯科用吸引装置等により、歯科ユニットごとに歯の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を整備しています。
- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者さんごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な感染症対策を行っています。
- 感染症の患者さんに対する歯科診療について、診療体制を常時確保しています。
- 院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を受けています。また職員に対しても同様の研修を行なっています。

令和7年5月1日

村井産婦人科小児歯科医院 村井 雄司

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、令和2年6月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、令和2年6月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですが、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

令和7年5月1日

村井産婦人科小児歯科医院 村井 雄司